

第 1 回電力ワーキンググループ後の委員からの追加意見

1. 小川委員からの追加意見

裾切り条件の二酸化炭素排出原単位について

- ・ 「直近 1 年間の東京都内へ電気を供給する場合の需要端での二酸化炭素排出原単位」という項目が事例の中に出ていますが、このような項目を指定する場合には、各事業者の提出したデータを入札実施者はもちろん仮に第 3 者がチェックに入ってもそのデータの妥当性を確認できる方法を有する項目を設定した方がよいと思います。そういう項目設定を採用できない場合、入札競争の公平性、透明性を確保できないという問題が生じると思います。
- ・ 上記の問題が発生する可能性が高いのであれば、「直近 1 年間の東京都内へ電気を供給する場合の需要端での二酸化炭素排出原単位」という項目よりも、「前年度 1kWh あたりの全電源平均 CO2 排出係数」という地域を限定しない項目の方が、温対法に基づく透明性の高いデータから一意的に算出できますので、公平性、透明性の観点からは優れていると思います。ただし、データが確定するまでに半年遅れという時差が生じますので、その点の問題は残ると思います。

京都クレジットの二酸化炭素排出係数の反映について

- ・ 第 1 回の WG で議論がありましたように、京都クレジットの排出係数の反映のさせ方は、その事業者の平均的な CO2 排出原単位を算出する中に反映させることが妥当ではないかと思えます。個別の入札プロジェクトに京都クレジットを用いてゼロカウントでその分排出係数を下げられるといった取り扱いにしますと、第 1 回 WG の議論でありましたように、全体の平均的な排出係数を下げる目的で京都クレジットの入手に動いている電力会社（10 電力）のポジションが圧倒的に強くなると思いますので、公平な競争を個別プロジェクトで成り立たせる視点からはむしろよくないと思います。

グリーン電力証書の取り扱いについて

- ・ グリーン電力証書は、RPS 法と同様に再生可能エネルギーの導入促進を目指す重要な方法です。RPS 法が一定の再生可能エネルギーによる電力供給を国の義務付けで行なっているのに対して、グリーン電力証書は関係者の自発的な意志で行なわれています。再生可能エネルギーを合理的に促進していくためには、いろいろな多様な制度が組み合わさって相互に機能を補完しながら進んだほうがよいと思います。グリーン電力証書は、RPS 法と比べて強制力がなく、費用も寄付金扱いされるなどインセンティブが働かない状態にありますので、環境配慮契約法の取り扱いの中で何らかのインセンティブを働かせることができるようになることは重要だと思えます。

- ・ その具体的な方法としては、CO₂ の排出係数に反映させることですが、京都クレジットと違って量的な規模は大きくありませんので、平均的な CO₂ 排出原単位を下げるような効果を持つことはできません。したがって、グリーン電力証書の場合には、京都クレジットと異なって平均的な CO₂ 排出原単位に反映させる方法ではなく、個別のプロジェクトで提示する電力の CO₂ 排出原単位にグリーン電力証書を反映してその値を下げるができる方法を適用できることがよいのではないかと思います。

2. 中村委員からの追加意見

- (1) 例えば内閣府等における裾きり方式において、東京都内への電気を供給する場合の需要端の CO₂ 排出係数原単位をどうやって出しているのかという指摘について

東京都内の需要家に供給した電気を特定して、需要端の CO₂ 排出係数原単位を算定するのは現実的でないため、東京都内の需要家に供給した電気は、東京電力管内全体に供給する電気と同じとみなして CO₂ 排出係数原単位を算定するというルールになっております。

- (2) 京都メカニズムクレジット取得分を契約に用いる排出係数に反映することについて

京都メカニズムクレジットの排出係数への反映については、現在パブコメにかかっている中環審・産構審の合同部会の「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告」で「本年度中に十分に検討し、結論について関係者に周知を図ること」とされているとおり、今後十分検討していくべき課題であることは私共も認識しているところです。しかしながら、京都メカニズムクレジットの排出係数への反映が、温対法の法律改正を伴うような重要な議論であるにも関わらず、その議論の結果を待たずに、裾きりの一要素とすることを今回の基本方針に定めることは、時期尚早ではないかと認識しております。

- (3) 「グリーン電力等」の扱いについて

資料4では「グリーン電力等」というのが具体的に何を指すのかがはっきりしませんでした。当日の議論では「グリーン電力証書」とした議論が多かったと認識しております。しかし、グリーン電力証書は、現時点においては、民間事業者が管理・運営している制度であり、入札に参加する資格を得るための環境配慮の取組みとしてふさわしいものとするためには、グリーン電力証書の運営・管理をより公的なものに位置づけることなどを含めて、十分慎重に検討する必要があるのではないかと考えます。

- (4) CO₂ 排出係数以外の環境配慮の取組みの考慮にあたって留意すべき事項について

(2)(3)に記述の通り、京都メカニズムやグリーン電力等を考慮することについては十分慎重に検討する必要があると認識しているものの、CO₂排出係数以外の環境配慮の取組みを考慮すること自体は否定されるものではないと考えますが、こうした環境配慮への取組みのハードルを上げることによって、実質的にCO₂排出係数を含めた裾きり基準を単に厳しくするようなことがあれば、事業者の負担が重くなることが懸念されます。

裾きりを単に厳しくするための手段ではなく、適正な競争を確保するべく、CO₂排出係数や新エネルギーの導入状況・未利用エネルギーの活用状況等では裾きり基準をクリアできない事業者に、入札参加への門戸を拡大するといった視点での考慮を実施するべきであると考えます。